

紛争解決条項

仲裁人の数を規定する仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は（国名及び都市名）とする。仲裁人の数は、（ ）人とする。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be (city and country). The number of the arbitrators shall be ().

今月の紛争解決条項は、「仲裁人の数を規定する仲裁条項」です。一般に、仲裁実務では、仲裁人の意見が分かれて手続が行き詰まらないようにするために、1人又は3人とされ、3人の場合には両当事者が各1名を選任し、そうして選任された2名の仲裁人が3人目の仲裁人を選任することとされます。仲裁人の数は、当事者の合意によって定めることができるため、仲裁条項のドラフティングの際に、仲裁人の数を予め規定するか否か、規定する場合には何人と規定するかが問題となります。

一見すると、1人より3人のほうが、より慎重な判断を期待することができますし、何より、自ら選任した仲裁人を仲裁廷の中に送り込むことのできることでよさそうに思われます。しかし他方で、単純に3倍の仲裁人報酬金及び仲裁人経費を要します。手続期間についても、各仲裁人の都合の調整や合議の時間がかかるため、単独仲裁人による仲裁手続より、長い期間を要することになります。

仲裁人の数を決める上で、もっとも重要なことは、発生し得る紛争の規模と複雑さの予測です。過去に、2000万円～3000万円程度の請求金額の単純な事件で、仲裁条項に仲裁人の数が3人と規定されていたため、3人で仲裁廷を構成し、手続を実施した例があります。この事件では仲裁人の数は1人で十分であったと思われます。

高額で複雑な紛争の発生が予想されるということであれば、仲裁人の数を3人と定める仲裁条項とすることでよいですが、そのような予測が立たない場合には、仲裁人の数は規定しないほうがよいでしょう。当事者間に仲裁人の数について合意がない場合には、商事仲裁規則26条1項により、その数は1人となります。これは、当事者が2人の場合であって仲裁人の数について合意できないときは、仲裁人の数は3人とするとして定める仲裁法16条2項の適用を排除する合意として有効です。そして、商事仲裁規則26条3項により、いずれの当事者も、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、JCAAに対し、仲裁人の数を3人とするを書面により求めることができ、この場合において、JCAAは紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、これを適当と認めたときは、仲裁人は3人とすることができます。

したがって、契約から発生する紛争の規模と複雑さの予測が困難な場合には、仲裁人の数は定めず、JCAAに、その数の決定をお任せいただくことをお勧めします

JCAジャーナル・2019年10月10日発行 第66巻10号（通巻748号）

編集兼発行人●板東 一彦

発行所●一般社団法人 日本商事仲裁協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 電話（5280）5181（編集担当）

製作所●イーセット株式会社

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-9 共同ビル（新千代田） 電話（6206）4253（代表）

名古屋事務所	〒460-8422	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所内	052（223）5720
大阪事務所	〒540-0029	大阪市中央区本町橋2-8	大阪商工会議所ビル	06（6944）6164（代）
神戸事務所	〒650-0046	神戸市中央区港島中町6-1	神戸商工会議所会館	078（303）5806
横浜事務所	〒231-8524	横浜市中区山下町2	横浜商工会議所内	045（671）7406

©日本商事仲裁協会（禁無断転載）